

香川県 各市町移住・交流促進制度一覧

平成23年10月13日現在

団体名	制度名	制度概要		担当課名	Tel / Fax	
		対象者など対象要件	助成額等			
観音寺市	Iターン者住宅新築等助成金	○Iターン等で住宅を新築、または新たに住宅を取得した人 ○本人および世帯員全員が、初めて本市の住民基本台帳に記載または外国人登録原票に登録される人	平成23年4月1日以後に住宅を購入し、平成26年3月31日までに新たに転入して居住する人	居住することを目的に新たに住宅を建築または購入するための経費の5%に相当する金額。ただし、土地購入に係る経費は除く。 ※上限500,000円 ※併用住宅の場合は、居住用に供する住宅部分の面積案分により算出した額	企画課	Tel : 0875-23-3917 Fax : 0879-23-3920
	住宅あっせん等助成金	平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間に住宅建築に係る工事を契約し、住宅建築に係る工事契約後から平成27年1月1日までに新たに転入して居住する人	「Iターン者住宅新築等助成金」の対象者に対し、住宅または住宅建築のために取得する宅地を売却または媒介した、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営むもの	1件につき5万円 ※上限：1あっせん業者につき年間10件		
さぬき市	定住奨励金	①平成22年1月2日から平成27年1月1日までに新築又は購入により住宅を取得していること(相続、贈与、増築及び改築は、除きます。) ②住宅は、玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有し、居住の用に供するものであること(賃貸借契約等に基づき他人に貸し出すことを目的とするものは、除きます。) ③取得した住宅に、当該住宅の所有者又は3親等内の親族が居住していること ④本市の住民基本台帳に、住宅の所在地を住所として当該居住者が登録されていること ⑤住宅を取得した人に対して当該住宅に係る固定資産税が課税され、当該固定資産税及び申請者に係る市税を全て納付していること(特別徴収に係るものは、除きます。)		①住宅を取得した人に対して新たに固定資産税が課税された年度から3年間交付します。(平成27年度に交付決定されたものは、平成29年度までの3年間交付します。) ②交付期間の各年度において、その年度の住宅に係る固定資産税額(地方税法の減額の適用を受けるものは、減額後の固定資産税額)の2分の1に相当する額(千円未満切捨て)を交付します。	政策課	Tel : 087-894-1112 Fax : 087-894-4440
東かがわ市	東かがわ市若者住宅取得補助事業	【補助対象者】 ①平成23年10月1日以降で東かがわ市内に自己名義の住宅を取得する補助申請時において満40歳以下の者であること ②東かがわ市内に住宅取得後に継続して5年以上居住する意思があること ③申請者を含む世帯全員について市税等の滞納がないこと ※本制度は、平成28年3月31日までの制度ですので、同日までに申請が必要となります。 【対象となる住宅】 ①玄関、台所、便所、浴室及び居室を備えていること ②利用上の独立性を有している家屋または家屋の1区分であること ③店舗との併用住宅の場合は、居住用部分の面積が延床面積の1/2以上のものであること ④建築工事請負契約または売買契約が平成23年10月1日以降に締結されていること		①新築する場合(建売住宅を含む) ・住宅取得費の5% (契約相手方が市内事業者の場合は上限100万円 市外事業者の場合は上限90万円) ②中古住宅を購入する場合 ・住宅取得費の5%(上限50万円)	政策課	Tel:0879-26-1215 Fax:0879-26-1334
三豊市	三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業	【住宅の要件】 ●平成23年4月1日から平成26年3月31日までに市内に新築又は購入(建売又は中古の住宅の購入)により取得した住宅とする。 ●市内の業者により建設された住宅であること。(住宅を新築した場合に限る) ●市内の業者から購入したものであること。(住宅を購入した場合に限る) ●住宅とは、居住目的に玄関、居室、便所、台所及び風呂を備えたものとする。 ●店舗併用住宅の場合は、居住部分の面積のみを補助対象とする。 【申請者の要件】 ●市内居住者及び転入者 ●補助金の交付申請日において40歳に達していない者。 ●補助金交付後5年以上継続して補助対象の住宅に居住すること。 ●居住する世帯員が市税を滞納していないこと。 ●過去にこの告示に基づく補助金を受けていないこと。 【補助対象外】 ●相続、贈与による取得又は公共工事の移転補償による取得は補助対象外とする。		住宅取得価格に20分の1を乗じて得た額とし、1万円に満たない額は切り捨てるものとする。 補助金の額は100万円を上限とする。	バイオマスター推進室	Tel : 0875-73-3028 Fax : 0875-73-3031

香川県 各市町移住・交流促進制度一覧

平成23年10月13日現在

団体名	制度名	制度概要		担当課名	Tel / Fax
		対象者など対象要件	助成額等		
三豊市	三豊市学生合宿誘致事業	香川県外に所在する高校以上の学生を対象に、合宿等で市の指定宿泊施設を利用する場合に助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 一人1泊あたり1,000円の商品券交付 2泊以上連泊する10名以上の団体 1回につき上限30万円 	バイオマスタウン推進室	Tel : 0875-73-3028 Fax : 0875-73-3031
	三豊市短期滞在促進事業	香川県外の在住者で、三豊市での定住を希望する方が、移住に向けての準備や検討のために市の指定宿泊施設を利用する場合に助成を行い、定住を促進する。 ※ 観光や出張等を目的とする宿泊は対象になりません。	<ul style="list-style-type: none"> 一人1泊あたり2,000円の商品券交付 1回の滞在が2泊以上20泊以下 年間で通算20泊まで 		
土庄町	移住促進交付金事業	島外からの移住者に対し、予算の範囲内で交付金を交付する制度 【対象者】 (1) 土庄町空き家バンクの空き家を取得、又は賃借した方 (2) 島外から転入し、平成23年4月1日以後に土庄町の住民となった方 (3) 永住を目的とし、現に居住している方 (4) 以前にこの交付金の適用を受けていない方	交付金の額は、移住者1人につき5万円とし、1世帯当たり20万円を上限とします。	企画課	Tel : 0879-62-7014 Fax : 0879-62-4000
小豆島町	小豆島町空き家活用事業補助金交付制度	空き家所有者に対し、空き家バンクに賃貸物件として登録すること等を条件に、家屋の改修・家財道具の撤去等に要する経費に対し、50万円を限度額として、補助金を交付し新規の空き家確保及び小豆島町への移住促進を図ることを目的とする。		企画財政課	Tel : 0879-75-1800 Fax : 0879-75-1500
	小豆島町中・長期滞在施設	<p>【施設の利用対象者】 小豆島外に居住する方で、小豆島町への移住を希望する方</p> <p>【施設の利用期間】 最短1週間～最長3か月間 ※1週間を超えて利用する場合、それ以降は1日単位での利用が可能です。</p> <p>【施設の利用料】 1日 2,000円（光熱水費込） ※食事はご用意しません。</p>		企画財政課	Tel : 0879-75-1800 Fax : 0879-75-1500
小豆島移住・交流推進協議会	移住者転居に係る船舶特別割引制度	小豆島への移住が決定した移住希望者に対し、転居時に小豆島への渡航にかかる車両及び旅客運賃の片道1回分を3割引する割引証を発行する。※車両については2台まで有効		(事務局) 小豆島町企画財政課 土庄町企画課	小豆島町企画財政課 Tel : 0879-75-1800 Fax : 0879-75-1500 土庄町企画課 Tel : 0879-62-7014 Fax : 0879-62-4000
琴平町	琴平町新築住宅に対する固定資産税の課税免除	<p>【概要】 定住促進を目的とし固定資産税の課税免除について琴平町税条例の特例を定めたものである。</p> <p>【要件】 ① 平成22年4月1日から平成27年1月1日までに取得された自己の居住用住宅であること。 ② 専用又は併用住宅（居住用部分1/2以上）で床面積が50㎡以上280㎡以下であること。 ③ 生活の本拠を有する全ての世帯員が住民基本台帳に登録されていること。 ④ 町税、国保税、介護保険料、後期高齢者保険料に滞納がないこと。</p>	<p>対象住宅の床面積（居住用部分）が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡分に対する部分の固定資産税額を以下の期間2分の1とする。</p> <p>（新築軽減期間が終了した翌年度より起算） ① 一般の対象住宅 … 7か年 ② 3F建以上の中高層耐火対象住宅 … 5か年 ③ 一般の認定長期優良対象住宅 … 5か年 ④ 3F建以上の中高層耐火認定長期優良対象住宅 … 3か年</p>	税務課	Tel : 0877-75 - 6703 Fax : 0877-75 - 6720